

佐賀県の都市計画

第6章 都市計画に関する 調査・計画

第7章
景観に
関すること

第8章
その他

第5章
市街地開発事業

第1章
佐賀県のすがた

OUTLINE OF TOWN PLANNING 2022

第4章
都市施設

第2章
都市計画の概要

第3章
土地利用に関する計画





chapter 6 都市計画に関する調査・計画



都市計画基礎調査

都市は生きものであるといわれるように、刻々と変化しています。このため、都市計画の策定や見直しを適切に行うには、その都市の現状や動向を定期的に把握しておく必要があります。

都市計画基礎調査は、概ね5年毎に、人口、土地利用、建物、都市施設などの現状や将来の見通しについて調査を行い、市街化区域及び市街化調整区域、用途地域などの都市計画の策定や見直しなどの基礎資料として利用されています。(都計法第6条)

〈調査事項〉

①人口 人口規模、DID、将来人口、人口増減 通勤・通学移動、昼間人口	⑤都市施設 都市施設の位置・内容等、道路の状況
②産業 産業・職業分類別就業者数 事業所数・従業者数・売上金額	⑥交通 主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度 自動車流動量、鉄道・路面電車の状況、バスの状況
③土地利用 区域区分の状況、土地利用現況、国有地の状況 宅地開発状況、農地・林地転用状況、新築動向 条例・協定、農林漁業関係施策適用状況	⑦地価 地価の状況
④建物 建物利用状況、大規模小売店舗等の立地状況 住宅の所有関係別・建て方別世帯数	⑧自然的環境 地形・水系・地質条件、気象状況、緑の状況 レクリエーション施設の状況、動植物調査
	⑨災害 災害発生状況、防災施設の位置・整備の状況
	⑩景観・歴史資源等 観光の状況、景観・歴史資源等の状況、公害発生状況



都市計画の策定
や見直しなどの
基礎資料

街路交通調査

1. 総合都市交通体系調査

複雑で多様な都市交通問題を解決するため、道路計画と合わせて、公共交通計画、交通結節点計画、TDM施策(交通需要管理)、土地利用計画等を総合的に検討し、総合的な都市交通マスタープラン等を策定する調査を行います。

(1) 総合的な都市交通計画を策定する調査

● 都市交通実態調査

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ① パーソントリップ(P T)調査 | ② 都市OD調査 |
| ③ 中間年補完調査(事業所交通調査、休日交通調査等) | ④ 全国都市交通特性調査 |

● 都市交通マスタープラン等策定調査

都市交通実態調査に基づき、交通実態の分析や都市圏の将来交通量予測を行い、総合的な都市交通マスタープランを策定する調査。

〈主な内容〉

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| ● 都市圏構造と将来土地利用計画 | ● 道路計画(都市計画道路等) |
| ● 公共交通計画(地下鉄、新交通システム、L R T、バス等) | ● 交通結節点計画(駅前広場、バスターミナル等) |
| ● TDM対策(パークアンドライド、時差出勤等) | ● 整備プログラム |

(2) 都市圏が抱える交通課題に対応した特定の都市交通計画を検討する調査

〈課題の例〉

- 新交通システム、都市モノレール、L R T等中量軌道システムの検討
- 都市計画道路網の見直し検討・市町村合併に伴う都市交通計画課題の検討
- 都市交通社会実験の検討
- 都心交通対策の検討
- パーソントリップ調査や中間年補完調査の事前検討調査
- その他(バス交通対策、駐車場整備計画、歩行者・自転車交通計画等の検討)

2. 街路事業調査

特定の重要な街路事業について事業計画の策定を行います。

- | | | |
|-------------------|-------------|--------------|
| ① 都市・地域総合交通戦略策定調査 | ② 地域高規格道路調査 | ③ 連続立体交差事業調査 |
| ④ 歴史的環境整備街路事業調査 | ⑤ 市街地再開発等調査 | ⑥ 土地区画整理事業調査 |

緑の基本計画

自然と人間の共生する豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創出を図ることが必要です。そのため、都市緑地法第4条に基づき、緑地保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画(緑の基本計画)を策定するものです。

緑の基本計画は、都市計画区域を有する市町が策定するもので、令和4年3月31日現在3市1町において策定されており、今後も早急な策定が望まれます。

概要

策定主体

市町が策定します。策定した際は、緑の基本計画を公表するとともに都道府県知事に通知します。
(策定した際には事前の公聴会開催等、住民の意見を反映するための措置が義務付けられています。)

内容

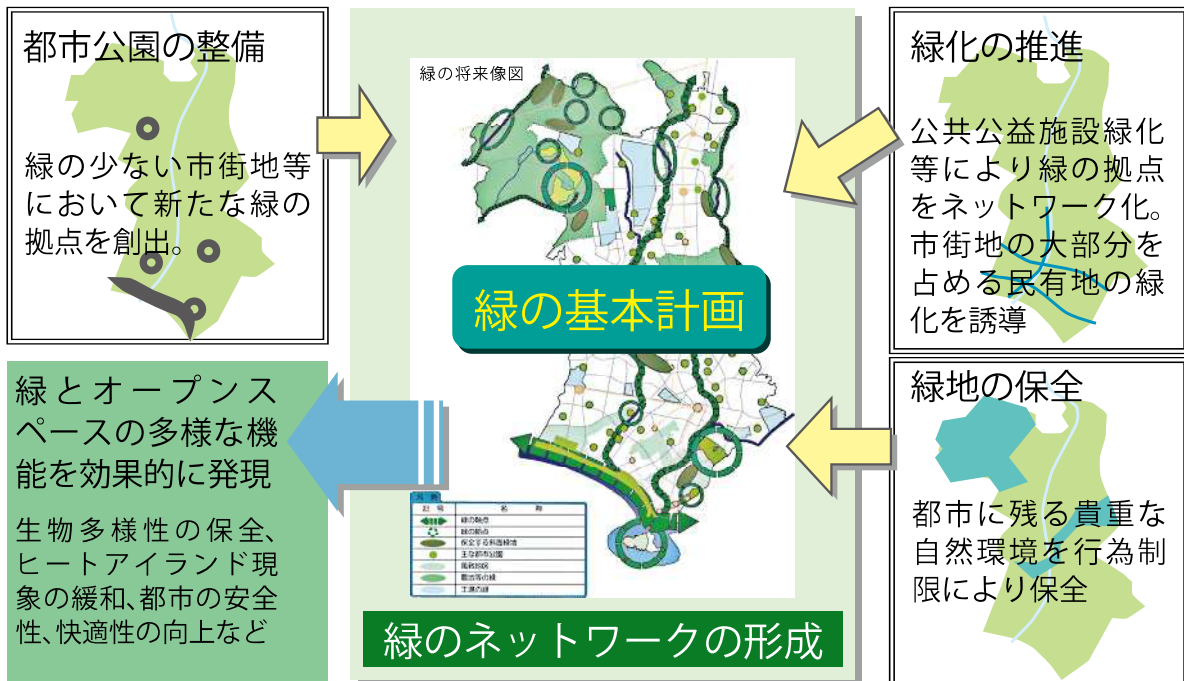
- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進方針に関する事項
- 緑化地域における緑化の推進に関する事項

緑とオープンスペースの総合的・計画的確保 ハード・ソフトの組み合わせ

従来は、都市公園整備による政策目的の達成に主眼



民有地も含めた緑の確保により政策目的を達成する視点を明確化



〈緑の基本計画策定状況〉(公表)

令和4年3月31日現在

都市計画区域名	都市名	公表年月日
佐賀	佐賀市	平成19年 3月
鹿島	鹿島市	平成15年12月

都市計画区域名	都市名	公表年月日
佐賀東部	上峰町	平成14年 4月
嬉野	嬉野市	平成15年 6月